

文部科学省通知(9月8日付け)	取組状況(教育委員会)	取組状況(学校)	今後の対応方針	
1. 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進				
(1)「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組				
学校以外が担う業務	① 3分類に基づく14の取組の実効性を確保するため各主体の具体的な役割を含め整理した対応策の例を踏まえ、取組を徹底すること。 (1) 登下校に関する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教職員の勤務開始を8:30→8:15とし、児童の登校は8:00前後→8:15を目指して登校することとした(R2) ・登校方法を各学校の裁量とした(R3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団登校から地区別登校にシフト ・各小学校区において守る会等の地域の方が見守り活動を実施 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">下線は予算を伴うもの(新規、拡充)</div>
	(2) 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年補導員、青少年指導センターによる街頭補導 ・必要に応じて青パトによる見回り 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導担当者による見回り、警察との連携(身柄の引き取り等) ・必要に応じて青パトによる見回り 	
	(3) 学校徴収金の徴収・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・学校事務センターを設置(R1)し、学校徴収金や学校財務業務などを集約して処理 	学校事務職員が窓口となって学校事務センターと連携	
	(4) 地域ボランティアとの連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域ネットワーク事業(モデル事業)の実施(R1~) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業実施校(9校)において、効率的な連絡調整について検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業のさらなる拡大(学校数、業務内容)
必ずしも教師が担う必要なし 学校の業務	(5) 調査・統計等への回答等	<ul style="list-style-type: none"> ・調査統計に関する事務を学校事務職員の標準的な職務内容に位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校事務職員がこの業務を担うことにより教頭の業務量を大幅に削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステップアップ調査について、次期契約にあわせてCBT化(主にi-check)を検討
	(6) 児童生徒の休み時間における対応	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ボランティア派遣事業の実施 ・支援教育支援員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ボランティアや支援教育支援員による見守り 	
	(7) 校内清掃		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒と教職員で実施。コロナ禍においては教職員のみでの実施となったことから、外部委託の要望があった。 	
	(8) 部活動	<ul style="list-style-type: none"> ・「箕面市立中学校の部活動方針」を策定(H31.4) ・部活動指導員の配置 ・学校ボランティア派遣事業の実施 ・部活動地域移行事業(モデル事業)の実施(R4~) 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員の活用 ・モデル事業実施校において、地域移行に向けた検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員の増員を要求 ・文科省事業を活用したモデル事業のさらなる拡大 【文科省概算要求】 ・部活動指導員の配置にかかる経費を要求 ・部活動の地域連携や地域スポーツクラブ・文化クラブ活動移行に向けた整備にかかる実証事業を要求
負担軽減が可能な 教師の業務	(9) 給食時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域ネットワーク事業(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の新1年生については地域ボランティアに見守りを依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業のさらなる拡大(学校数、業務内容)
	(10) 授業準備	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ボランティア派遣事業(再掲) ・理科観察実験アシスタントの配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校ボランティアの活用 ・理科観察実験アシスタントの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時数や学校行事の運用の工夫について検討中。取りまとめ次第、各校に通知予定
	(11) 学習評価や成績処理	<ul style="list-style-type: none"> ・総合学習支援ソフト(トモリンクス)の導入(R3~) ・学習系と校務系を統合した教職員用2in1端末の導入(R5~) 	<ul style="list-style-type: none"> ・i-future(校務系システム)の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・2in1端末を活用した業務改善について検討
	(12) 学校行事の準備・運営		<ul style="list-style-type: none"> ・運動会のプログラムの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時数や学校行事の運用の工夫について検討中。取りまとめ次第、各校に通知予定
	(13) 進路指導			
	(14) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・LITALICO教育ソフトの試行・導入(R3~) ・通級の全校設置(R5~) ・支援教育支援員、支援教育看護支援員の配置 ・日本語指導支援員の派遣 ・支援教育専門員の配置(R5~) <p>(不登校支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室(フレンズ)の設置 ・府加配で校内支援ルームを設置して不登校支援 ・SC、SSWを活用した不登校支援 ・訪問型家庭教育相談体制充実事業や、学習支援事業等の学生ボランティア等を活用した不登校支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・LITALICO教育ソフトを活用した個別の指導計画や個別の支援計画を作成 ・通級指導教室担当者が通常学級籍の児童生徒の困り感をキャッチし、担任と連携した対応を実施 ・支援教育支援員が授業中のサポートを実施 ・日本語指導支援者による入り込みや抽出支援を実施 ・支援教育専門員と協議し、校内体制の見直しや立て直しを実施 <p>(不登校支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインを活用した不登校支援 ・生徒指導担当、不登校担当による家庭訪問、別室対応等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・LITALICO教育ソフト活用にかかる課題(保護者アンケートに係る所要時間や学校側の作業時間の短縮)の解消 ・日本語指導支援員の派遣にかかる大阪大学外国語学部との連携 <p>(不登校支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適応指導教室(フレンズ)の拡充と、オンライン環境の強化を検討 ・不登校児童生徒の社会性を育むために自然体験学習の実施を検討

文部科学省通知(9月8日付け)	取組状況(教育委員会)	取組状況(学校)	今後の対応方針
(2)各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直し			
① 全ての学校において、授業時数について点検した上で、令和6年度以降の教育課程の編成に臨むこと。各学校の実情を踏まえ、今年度途中からであっても改善を進めること。 特に、標準授業時数を大幅に上回って(年間1,086単位時間以上)いる学校は、見直すことを前提に点検を行い、指導体制に見合った計画とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 全小中学校における授業時数を調査 授業時数を見直した具体的な取り組み事例を調査 	◇各学校が下記のような取り組みを実施 <ul style="list-style-type: none"> 年間をとおして積極的に5時間授業の日を設定 学期始めと学期末に4時間授業の日を設定 校区・校内等の研修のタイミングで4時間授業の日を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 授業時数や学校行事の運用の工夫について検討中。取りまとめ次第、各校に通知予定
② 学校行事に係る負担の軽減に関しては、教育上真に必要なとされるものに精選することや、行事間の関連や統合を図ることなど、学校行事の精選・重点化を図ること	<ul style="list-style-type: none"> パイロット校の取組について研修を実施し、行事の精選・重点化についても管理職に周知 	<ul style="list-style-type: none"> マラソン大会を体育の授業の中で実施する方法に変更 運動会、体育祭を午前中に変更して実施 音楽会、文化祭のプログラムを縮小して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 授業時数や学校行事の運用の工夫について検討中。取りまとめ次第、各校に通知予定
(3)ICTの活用による校務効率化の推進			
① 教育委員会は設置する学校のICT環境整備を進めるとともに、学校は更なる活用を図ること。一人一台端末の積極的な活用や、汎用クラウドツールを活用した教職員間での情報交換の励行や会議資料のペーパーレス化、民間企業向けクラウドツールの転用による校務処理の負担軽減を図るとともに、スケジュール管理のオンライン化や、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなどの取組を進めること。	<ul style="list-style-type: none"> 総合学習支援ソフト(トモリンクス)の導入(再掲) 学習系と校務系を統合した教職員用2in1端末の導入(再掲) 教員間の情報交換ツール校務シェアボードの導入(H26～) 学校日誌のペーパーレス化の導入(H26～) スケジュール管理のオンライン化の導入(H26～) 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議のペーパーレス化 職員会議の一部オンライン化 学校日誌のペーパーレス化 採点支援システムの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 指導要録、出席簿等の校簿の電子化について検討 ICTの活用による校務効率化の推進について、改めて情報教育部会で周知する予定
② 生成AIについては、業務の効率化や質の向上など、働き方改革の一環として活用することが考えられる。			<ul style="list-style-type: none"> 校務への活用に関する研修をコニカと検討中 <p>【文科省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの学校での活用に向けた実践例を創出するとともに、生成AIの校務への活用推進に向けた方針を示す予定
2. 学校における働き方改革の実効性の向上等			
(1)地域、保護者、首長部局等との連携協働			
① 学校における働き方改革について学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 学校における働き方改革の取組(学校閉校日、一斉退校日、電話対応の時間制限)について保護者あて文書を作成 学校教育自己診断に働き方改革に関する質問を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 学校における働き方改革の取組(学校閉校日、一斉退校日、電話対応の時間制限)について保護者あてに文書で周知 学校教育自己診断に働き方改革に関する質問結果を学校協議会で共有 	<ul style="list-style-type: none"> 学校における働き方改革について学校協議会の場で積極的に議題として取り扱うことについても、学校に周知 市教委としても、地域の方に学校の働き方改革に対する理解を得るための強力なアプローチ方法を検討する。 <p>【文科省概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域学校協働活動推進員の配置充実等に必要な経費を要求
② 保護者等との信頼関係の構築に当たっては、以下の考え方に基づき対応していくこと。 <ul style="list-style-type: none"> 教師と保護者や地域住民は、信頼に基づいた対等な関係を構築し、連携・協働して学校づくりを進めることが重要 保護者や地域住民からの要望や提案等は、学校が組織として対応することが重要。一方で、過剰な苦情や不当な要求等の学校だけでは解決が難しい事案は、教育委員会等の行政の責任において対応することができる体制の構築が重要 行政による対応に当たっては、都道府県教育委員会においても、広域自治体として、困難を抱える学校を積極的に支援 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者対応についてのマニュアルの作成 対応が困難な保護者については教育委員会が直接対応 SC、SSW、府のスクールロイヤー等の活用 保護者等への連絡を円滑にするための電話の増設 いじめ等調整委員会の実施 市顧問弁護士への相談 警察との連携 学校への指導主事の派遣 <p>【市長部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ対策推進事業の実施(R5) 	<ul style="list-style-type: none"> 市教委のマニュアルにそって丁寧かつ組織的な保護者対応に努めるとともに、対応が困難なケースは速やかに教育委員会に報告、相談 	<ul style="list-style-type: none"> 市長部局によるいじめ対策推進事業の活用 文科省事業を活用した、保護者対応の困難なケースに関する学校支援体制の検討 保護者や地域住民と、信頼に基づいた対等な関係を構築し、連携・協働して学校づくりを進めるため、中学校区での学校協議会の実施や、コミュニティスクールの導入について検討を行う。 <p>【文科省概算要求】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育委員会等の行政による支援体制を構築するためのモデル事業を要求
③ 学校における働き方改革を含む教師を取り巻く環境整備について積極的に総合教育会議の議題とすることが考えられること。	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員協議等で、学校の働き方改革の実態を教育委員会内で共有し、対策について議論 	<ul style="list-style-type: none"> 市長が全校を訪問し、学校ヒアリングを実施した際などに、働き方改革等の学校の課題について報告 	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革に向けた予算の計上について、総合教育会議で議論を行う。

文部科学省通知(9月8日付け)	取組状況(教育委員会)	取組状況(学校)	今後の対応方針
(2)健康及び福祉の確保の徹底			
① まずは、教師の健康及び福祉の確保に向けて、以下の取組を講ずること。 ・教育職員の在校等時間が上限方針で定める上限時間の範囲を超えている場合などにおける教育委員会による学校の業務の検証や見直し、必要な環境整備等の取組の改善・徹底を図ること。 ・勤務間インターバルについて、教育委員会においても、学校における実施に向けた効果的な在り方の検討を進めること。 ・学校は、勤務時間の途中に休憩時間を適切に確保すること。	・市教委が出退勤を把握するためのエクセルファイルを作成 ・学校ごとに時間外勤務の状況をグラフ化し、管理職に情報提供 ・月の時間外勤務が80h以上の教職員について、教育委員会でリストを作成し、見える化して校長へ情報提供 ・毎年、年度当初に休憩時間の確保について校長へ周知 ・パイロット校の取組について管理職研修を実施	・出退勤をエクセルファイルで把握し、時間外勤務が上限時間を超過しないように注意喚起 ・教育委員会から提供される資料をもとに、時間外勤務が多い教員に対して個別の指導や業務の見直し等実施 ・休憩時間が取得しやすいよう、時間をずらした休憩の取得等の方法について周知 ・パイロット校の取組を参考に業務の見直しを実施	・パイロット校の成果についてさらに横展開
② 教育委員会において、メンタルヘルス対策の取組を講ずること。	・全常勤教職員へのストレスチェックを実施 ・時間外勤務月80h以上の教職員について産業医へ報告 ・病休・休職者を対象とした産業医面談と復職時の慣らし勤務の実施	・全常勤教職員へのストレスチェックを実施 ・時間外勤務月80h以上の教職員について産業医へ報告	
(3)学校における取組状況の「見える化」に向けた基盤づくり			
① 客観的な在校等時間の把握が未実施の教育委員会においては、直ちに対応を図ること。 現時点で校外や土日・祝日において職務に従事している時間を客観的に計測できていない場合は、直ちに対応を図ること。	・市教委が出退勤を把握するためのエクセルファイルを作成(再掲) ・各学校の時間外勤務の状況、一斉退校日の退校時間等を校長へ情報提供	・各校においてエクセルファイルを活用して出退勤時刻を把握	・ <u>在校時間等のより正確かつ効率的な把握のため、ICTを活用した出退勤システムの導入を検討</u>
3. 持続可能な勤務環境整備等の支援の充実			
(1)教職員定数の改善			
学級編制や教職員配置の在り方等については、今後、特別部会において議論を深めて行く予定。	・国の動きに先駆けて、令和6年度までに小学校の35人学級を全学年で実施 ・パイロット校及びミニパイロット校において、学校組織体制の再構築を目的とした授業支援員の配置	・令和5年度は、小学校5年生まで35人学級を全校で実施 ・授業支援員を活用した学校組織体制の構築を検証	・ <u>令和6年度は、小学校全学年で35人学級を実施</u> ・ <u>円滑な小中連携を行うために小中一貫教育加配の導入を要求</u> 【文科省概算要求】 ・小学校高学年の教科担任制の強化(前倒し)
(2)支援スタッフの配置充実			
支援スタッフの配置の在り方等については、今後、特別部会において議論を深めていく予定。	・パイロット校及び事務支援員配置校において事務支援員を配置(再掲)	・事務支援員の業務の在り方について、配置校において検証	・ <u>事務支援員の全校配置を検討</u> ・ <u>文科省事業の活用を念頭に、副校長・教頭の学校マネジメント支援員の配置を検討</u> 【文科省概算要求】 ・教員業務支援員を全小・中学校に配置するために必要な経費を要求 ・副校長・教頭の学校マネジメント支援員の配置にかかる経費を要求 ・このほか、SC、SSW、学習指導員、部活動指導員の配置充実を図るための経費を要求
(3)処遇改善			
教師の処遇改善については、骨太方針2023を踏まえ、今後、特別部会において議論を深めていく予定。			【文科省概算要求】 ・主任手当、管理職手当の増額
(4)教師のなり手の確保			
質の高い教師を確保するためには、更なる働き方改革の推進、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的な推進が必要であり、今後、特別部会において議論を深めていく予定。	・豊能地区教職員人事協議会との連携(大学等における教員採用試験説明会の開催、教員採用試験の早期実施や教職の魅力発信の検討) ・教員養成セミナー「ぴあ・カレッジ」の開催 ・大阪大学の4年生を対象とした教職実践演習(教育実習後に行う学校での実習)の受け入れ ・ペーパーティーチャー向け説明会の実施(R4～) ・学校ボランティアや教育実習生等で教員免許を有する人材の把握	・働き方改革の推進によって教員の勤務環境を改善し、教職の魅力発信	・R6年度から大阪大学の1年生～3年生を対象とした総合演習(教育実習前に行う学校での実習)の受け入れを開始予定 【文科省概算要求】 ・大学・民間企業等と連携した教師人材の確保強化にかかる経費を要求(教職の魅力発信、学校現場への入職支援、教員養成課程の見直し、地域枠の設定等) ・奨学金の返還支援に係る速やかな検討を予定